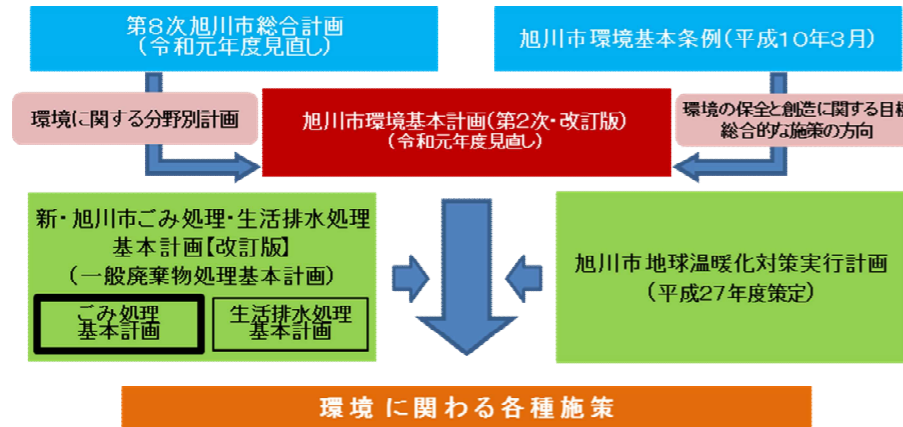


新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】(第2版) 見直しの視点

1 計画の位置づけ

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき策定する、本市の長期的な廃棄物の処理に関わる基本的・総合的な指針。
- ・旭川市総合計画や、旭川市環境基本計画(ともに令和5年度見直し)との整合性を図る。

【計画の位置付け】



【計画期間と中間目標年次】

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
計画期間・目標	新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】			新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】(第2版)				(仮)新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】(第3版)				
				中間目標				中間目標				計画目標
	← 計画期間 →											
				見直し基準年				見直し基準年				

これまでの計画の進捗状況を検証し、計画目標の見直しを検討する。

2 前回見直し後の変遷

令和3年7月に旭川市ごみ処理施設整備基本方針(以下「整備方針」という。)が策定され、現行の基本計画が想定していた各ごみ処理施設整備の方向性に変更が生じたほか、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に対応する新たなごみ処理システムの方向性について検討を進める必要が生じている。

3 計画の進捗状況

数値目標及び行動目標の進捗状況は、平成30年度実績値から令和4年度実績値までの5年間の推移により把握する。

【数値目標の進捗状況】



ごみ総排出量は、減少傾向にあり、令和5年度の中間目標値の達成が見込まれる。

家庭ごみは、燃やせるごみは減少しているが、粗大ごみや廃棄物処分場への自己搬入ごみがやや増加している。

事業系ごみは令和2年度以降横ばいで推移している。

また、集団回収は大幅に減少しているが、これは回収資源のうち、紙類の「新聞」が大きく減少したことが主な要因となっている。

4 現状の課題

●家庭ごみ減量・資源化の更なる推進

家庭ごみは令和2年度以降減少しており、令和5年度の中間目標値の達成が見込まれるものの、平成30年度と比較して1人1日当たりの排出量は減少していないことから、食品ロス削減やプラスチック資源循環などの新たな課題に対応しながら、さらなる減量・資源化を進める必要がある。

●事業系ごみの排出抑制

事業系ごみは、令和2年度以降横ばい傾向であり、令和5年度の中間目標値を上回る状況であることから、さらなる減量化を進める必要がある。

5 見直しの考え方

(1) 基本理念及び基本方針

現行計画の基本理念及び基本方針は、それまでのごみ処理の考え方を引き継ぎながら、将来的なごみ処理施設の整備等を見据えて策定したものである。ごみ処理施設の整備方針に修正が生じてはいるが、今後も本市の恵まれた環境と共生した循環型社会を実現するために、市民・事業者・行政が協力してごみの排出抑制、資源化、適正処理を進めることにより課題に対応していく必要があることから、現行計画の基本理念及び基本方針を継続していくこととする。

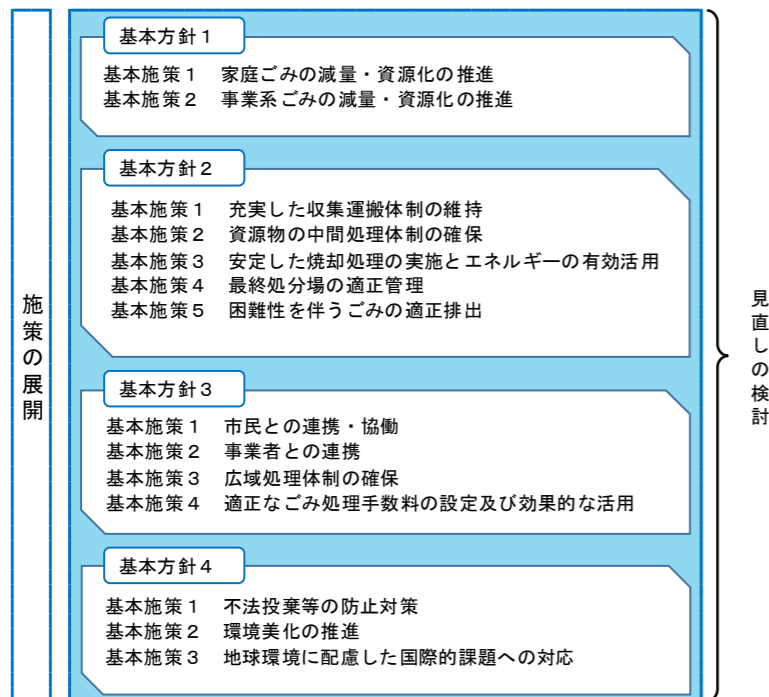
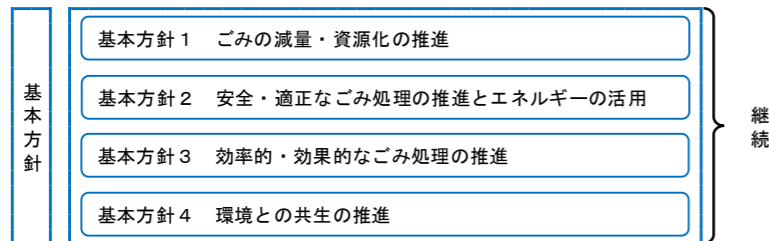
(2) 施策の体系

施策の展開のうち、基本施策については、原則継続としつつも、計画の進捗状況や現状の課題を踏まえて見直しの検討を行う。

【現行計画の施策の展開】

基本理念：

” 恵まれた環境との共生・美しい循環のまち あさひかわ “ を目指して



(3) 数値目標及び行動目標

数値目標は、現行計画の策定時に想定していた減量・資源化施策について、計画の進捗状況を踏まえ、必要な修正や追加等の見直しを行い、令和9年度最終目標値の変更についての検討を行う。

行動目標は、各ごみ処理施設の更新を控えるなか、今後も経済性に配慮したごみ処理の推進が求められることや、「旭川市地球温暖化対策実行計画」に基づき温室効果ガスの排出抑制に配慮したごみ処理を進めていく必要があることから、現在の目標を継続する。

【現行計画の目標（数値は最終目標値）】

数値目標	ごみの排出量に関する目標	総排出量	100,000t	見直しの検討
		1人1日当たりの排出量	880g	
	資源化に関する目標	リサイクル率	27.0%	
	焼却に関する目標	焼却処理量	71,000t	
	埋立に関する目標	埋立処分量	11,000t	

行動目標	ごみ処理経費に関する行動目標	継続
	ごみ処理に係る温室効果ガスに関する行動目標	

(4) 今後のごみ処理システム

現行計画では、現在のごみ処理施設が計画期間中に更新される前提で、新たなごみ処理システムの概要について示していたが、令和3年度に整備方針が策定され、廃棄物処分場のほか、近文清掃工場については計画期間終了後（次期計画期間）の更新となるとともに、整備内容についても方向性に変更が生じたため、それらを踏まえた修正を行う。

6 見直しのスケジュール

7月	上旬	【第1回】 見直しについて
	中旬	
	下旬	
8月	上旬	
	中旬	
	下旬	
9月	上旬	
	中旬	
	下旬	
10月	上旬	【第2回】 改訂案について
	中旬	
	下旬	
11月	上旬	
	中旬	
	下旬	
12月	上旬	意見提出手続き (パブリックコメント)
	中旬	
	下旬	
1月	上旬	
	中旬	
	下旬	
2月	上旬	【第3回】 意見提出手続き結果、最終案について
	中旬	
	下旬	
3月	上旬	基本計画策定・告示
	中旬	
	下旬	